3　法第七十二条の二第二項第四号の主務省令で定めるものは、農林中央金庫グループの再建計画（業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要な場合における農林中央金庫グループの経営の再建のための計画をいう。）の策定が必要なものとして農林水産大臣及び金融庁長官があらかじめ定める場合において、当該再建計画を策定し、及びその適正な実施を確保することとする。

第百一条中「第七十二条第十一項」を「第七十二条第十二項」に改める。

第百二条中「第七十二条第十二項」を「第七十二条第十三項」に改める。

第百十八条第一項第四号中「（法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）」を削る。

第百四十五条第一項第二号中「確認すること等」を「確認すること」に、「改善させる等、」を「改善させることその他の」に、「監督等」を「監督」に改める。

第百四十七条第三項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

第百四十七条の二第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ⑵中「第百四十七条の九第一項第二号」を「第百四十七条の九第一項第三号ロ」に改め、同号ニ⑵を同号ニ⑶とし、同号ニ⑴の次に次のように加える。

⑵　第百四十七条の九第一項第一号に規定する外貨預金等書面

第百四十七条の九第一項を次のように改める。

準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第百四十七条の十一第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第百四十七条の七に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条、第百四十七条の十五及び第百四十七条の十六の二第二号ロにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第百四十七条の十六の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

第百四十七条の九第二項中「前項第二号」を「前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

4　契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

第百一条の十五第一項を次のように改める。

契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二　特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三　既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

イ　当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

第百四十七条の十五第二項中「前項第二号」を「前項第三号ロ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4　契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

第百四十七条の十六の二第二号中「契約締結前交付書面又は契約変更書面」を「次に掲げる書面」に、「（契約変更書面」を「（ハに掲げる書面」に、「当該契約変更書面」を「当該書面」に改め、同号に次のように加える。

イ　契約締結前交付書面

ロ　外貨預金等書面

ハ　契約変更書面

第百四十九条第二項第四号中「の又は業務委託者」を「又は業務受託者」に改め、同条第三項第一号中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所等の店頭に掲示しなければならない。

一　第一項前段の規定による掲示　農林中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所等においてその業務の全部又は一部を再開する日

二　第一項後段の規定による掲示　農林中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所等においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日